

令和3年

第1回市議会定例会 議案第57号

函館市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部改正について

函館市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月25日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

函館市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成30年函館市条例第24号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第3節 運営に関する基準（第46条～第54条）」を
「第3節 運営に関する基準（第46条～第54条）
第6章 雑則（第55条）」に改める。

第3条に次の2項を加える。

4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項第5号中「栄養士」の後ろに「または管理栄養士」を加え、同条第4項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

第16条第6項第1号中「委員会」の後ろに「（テレビ電話装置その

他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第17条第6項中「行う会議」の後ろに「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者またはその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第20条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第20条の2 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持および改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（^{くう}口腔衛生の管理）

第20条の3 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第29条各号列記以外の部分中「第35条」を「第35条第1項」に改め、同条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第30条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第30条に次の1項を加える。

4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者

の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第30条の2 介護医療院は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的の実施しなければならない。

3 介護医療院は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第33条第2項第1号中「委員会」の後ろに「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の後ろに「ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練」を加える。

第35条に次の1項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条第1項各号列記以外の部分中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の後ろに「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 介護医療院は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条に次の2項を加える。

3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第47条第8項第1号中「委員会」の後ろに「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第51条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第52条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第52条に次の1項を加える。

5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保

する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第54条中「第20条」を「第20条の3」に改め、「第28条まで」の後ろに「第30条の2」を加える。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第55条 介護医療院およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるもの（第10条第1項（第54条において準用する場合を含む。）および第13条第1項（第54条において準用する場合を含む。）ならびに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 介護医療院およびその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第7条中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同条を附則第8条とする。

附則第6条中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に

改め、同条を附則第7条とする。

附則第5条中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同条を附則第6条とする。

附則第4条中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同条を附則第5条とする。

附則第3条中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同条を附則第4条とする。

附則第2条の前の見出しを削り、同条中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、「（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）」を削り、同条を附則第3条とし、附則第1条の次に次の見出しおよび1条を加える。

（経過措置）

第2条 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所または入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第5条第2項第3号イおよび第45条第2項第2号イの規定にかかわらず、新築、増築または全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の函館市介護医療院の人

員，施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第4項，第40条の2（第54条において準用する場合を含む。）および第44条第3項の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは，「講ずるよう努めなければ」とし，新条例第29条および第51条の規定の適用については，これらの規定中「，次に」とあるのは「，虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに，次に」と，「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（栄養管理に係る経過措置）

第3条 施行日から令和6年3月31日までの間，新条例第20条の2（第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「行わなければ」とあるのは，「行うよう努めなければ」とする。

（口腔衛生^{くわう}の管理に係る経過措置）

第4条 施行日から令和6年3月31日までの間，新条例第20条の3（第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「行わなければ」とあるのは，「行うよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

第5条 施行日から令和6年3月31日までの間，新条例第30条第3項および第52条第4項の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは，「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

第6条 施行日から令和6年3月31日までの間，新条例第30条の2（第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と，「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と，「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防およびまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

第7条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条第2項第3号(第54条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、介護医療院は、その従業者または職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

(事故発生の防止および発生時の対応に係る経過措置)

第8条 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第40条第1項(第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

第9条 施行日以降、当分の間、新条例第45条第2項の規定に基づき入居者の定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型介護医療院は、新条例第4条第1項各号列記以外の部分、第2号および第3号ならびに同条第6項第2号ならびに第52条第2項の基準を満たすほか、ユニット型介護医療院における夜間および深夜を含めた介護職員ならびに看護師および准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

第10条 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、または全面的に改築された部分を除く。)の療養室であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)第13条の規定による改正前の介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号)第45条第2項第1号イ(3)(ii)の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

(提案理由)

介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い，介護医療院の事業の基本方針，人員の基準等に関する規定を整備するため